

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月24日

【会社名】 株式会社U E X

【英訳名】 U E X , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役 岸 本 則 之

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【電話番号】 03 (5460) 6500 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 秀 高 雅 紀

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【電話番号】 03 (5460) 6500 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 秀 高 雅 紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和4年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和4年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(イ) 期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円

総額396,700,740円

剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月22日

(ロ) 剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備え

るため、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 名誉会長職を廃止することとし、名誉会長についての条文を削除するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

岸本則之、石松陽一、森岡恭利、伊藤哲夫及び小佐井優の5氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	70,144	258	0	(注) 1	可決 (99.6%)
第2号議案	70,103	299	0	(注) 2	可決 (99.6%)
第3号議案					
岸本則之	69,989	411	0	(注) 3	可決 (99.4%)
石松陽一	69,954	446	0		可決 (99.4%)
森岡恭利	69,964	436	0		可決 (99.4%)
伊藤哲夫	69,898	502	0		可決 (99.3%)
小佐井優	69,935	465	0		可決 (99.3%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上